

○特定国有財産整備計画の実施に係る収納済歳入額報告について

〔平成13年3月30日
財理第1323号〕

改正 平成22年3月31日財理第1414号
同 29年10月6日同 第3316号
令和 元年7月5日同 第2378号

財務省理財局長から関係各歳入徴収官、国土交通省大臣官房会計課長宛

標記のことについて、特定国有財産整備計画の実施に伴い、一般会計又は財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定の歳入を収納したときは、別紙様式により報告されたい。

(別紙様式)

No. _____

財務省理財局国有財産調整課
会計管理係 御中

令和 年 月 日

収納済歳入額報告書

TEL () 担当
内線

省 局 課

主管又は所管		年度		会計名 (勘定名)	
科目	売払(新規・延納) 雑入(一時使用料・)				
処分方法	随意契約 一般競争入札 有償所管換			相手方	
相手方分類	国 地方公共団体 公益法人 独立行政法人 その他の法人 個人				
(計画番号) 事案名	(-)			口座名	
所在地					
契約年月日	年 月 日	調定年月日	年 月 日	収納年月日	年 月 日
区分	数量等	契約金額		収納金額	
			内消費税額		内消費税額
土地	m ²	円	円	円	円
建物	m ²	円	円	円	円
その他	工作物・立木竹 その他()	円	円	円	円
合計		円	円	円	円
消費税 積算内訳					
備考					

(注) 本報告については、歳入を収納したときに、直ちにファクシミリ又は電子メールにより報告すること。

[記載要領]

- 1 主管又は所管、年度及び会計名欄については、空欄に適宜記載すること。
- 2 科目欄については、売払(新規・延納)、雑入(一時使用料)の該当するものを○で囲むものとする。雑入の一時使用料以外の事項については、空欄に適宜記載(例: 不用物品売払代)すること。
- 3 処分方法欄及び相手方分類欄は、該当するものを○で囲むものとする。ただし、予算決算及び会計令99条の2の規定による随意契約の場合においては、一般競争入札として整理するものとする。
- 4 事業名及び口座名欄については、歳入の基となった財産について、特定国有財産整備計画書における事案名、計画番号及び口座名を正確に記載すること。
なお、相互所属替により処分すべき国有財産となった財産については、口座名欄を空欄とすること。
- 5 所在地欄については、口座名欄に記載した物件の所在地を都道府県名から記載すること。
- 6 金額欄については、区分毎に契約金額、収納金額を記載すること。
なお、消費税については、総額の内書とし、積算内訳を消費税積算内訳欄に記載すること。
- 7 売払物件が複数の事案に係るものである場合においては、事案毎に事案名、計画番号及び口座名を記載し、契約金額については、事案毎にその内訳を記載すること。
- 8 契約保証金を売買代金に充当したことによる歳入の場合においては、充当以外の売買代金に係る収納済報告書の整理番号と同一の番号に枝番号(〇〇-△)を付したものを記載すること。
- 9 備考欄には、用途、一時使用等の期間、売払時の時価・減額(率)の別、及び会計名訂正等並びにその他参考事項を記載すること。